

5 諸制度

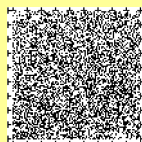
障がいのある方々のために主に次のような制度があります。各問合せ先にご相談ください。

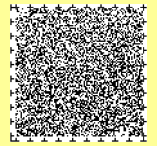
手 当	
障害児福祉手当	在宅の重度障がい児で、日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態にある 20 歳未満の者に対して支給します。 【支給額】 月額 15,220 円（令和 5 年 4 月分以降） 【対象】 身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児 【問合せ先】 市町村
特別障害者手当	在宅の最重度障がい者で、常時特別の介護を要する状態にある 20 歳以上の者に対して支給します。 【支給額】 月額 27,980 円（令和 5 年 4 月分以降） 【対象】 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者 【問合せ先】 市町村
特別児童扶養手当	障がい児を監護、養育する父母又は養育者に対して支給します。 【支給額】 月額 1 級 53,700 円（令和 5 年 4 月分以降） 2 級 35,760 円（令和 5 年 4 月分以降） 【対象】 身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児 【問合せ先】 市町村

* 受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上である場合、手当の支給はされません。

医 療 費 の 助 成	
重度心身障がい者(児)	医療保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分を助成します。 【対象】 ・身体障がい者(児)(身体障害者手帳 1 級又は 2 級所持者) ・知的障がい者(児)(IQ 概ね 35 以下) ・重複障がい者(児)(IQ 概ね 50 以下かつ身体障害者手帳 3 級又は 4 級所持者) 【問合せ先】 市町村
小児慢性特定疾病患者	小児慢性疾病のうち、国が指定する治療が長期にわたり医療費も高額となる特定の病気について、医療保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分を公費で助成します。 【対象】 小児慢性特定疾病児童 【問合せ先】 保健所
指定難病患者および特定疾患患者	国が指定する指定難病および特定疾患の患者が、認定を受けた疾患に関して医療保険及び介護保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分を助成します。 【対象】 指定難病患者(球脊髄性筋萎縮症など 338 疾病)および特定疾患患者(スモンなど 4 疾患) 【問合せ先】 保健所

扶 養 共 済 制 度	
心身障害者扶養共済制度	保護者(加入者)が亡くなられた後の心身障がい者(児)の生活の安定と福祉の向上を図るため、保護者の死亡後、心身障がい者(児)に年金を支給します。 ○加入年齢 65 歳未満(2 口まで加入可) ○加入掛金 加入時の保護者の年齢により区分 ○年金額 1 口あたり月額 20,000 円 【対象】 身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児) 【備考】 掛金額は所得により減免有り 【問合せ先】 市町村





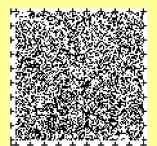
医療保険制度

後期高齢者医療制度	<p>65歳から74歳で、一定の障害がある方は、現在加入している健康保険を脱退し後期高齢者医療保険へ加入することができます。後期高齢者医療保険に加入することで、医療費負担割合や保険料の負担が少なくなる場合があります。</p> <p>【対象】 国民年金法等による障害年金 1・2級 身体障害者手帳 1～3級及び4級の一部 （音声機能、言語機能、下肢障害の一部） 精神障害者保健福祉手帳 1・2級 療育手帳 A1・A2</p> <p>【備考】 所得や世帯等の状況により保険料は異なる</p> <p>【問合せ先】 市町村、徳島県後期高齢者医療広域連合</p>
------------------	---

公的年金制度

障害基礎年金 (国民年金)	<p>【対象】 国民年金の加入中に障害の原因となった病気やケガの初診日がある方で一定の保険料納付要件を満たしている方や、20歳前までに障害の原因となった病気やケガの初診日があり一定の所得以下の方で障害状態が1級または2級に該当している方</p> <p>【支給額】 1級 年額〔昭和31年4月1日以前生 990,750円〕+子の加算 2級 年額〔昭和31年4月1日以前生 792,600円〕+子の加算 2級 年額〔昭和31年4月2日以降生 993,750円〕 2級 年額〔昭和31年4月2日以降生 795,000円〕</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>
障害厚生年金 (厚生年金保険)	<p>【対象】 厚生年金保険(共済年金含む)の加入中に障害の原因となった病気やケガの初診日がある方で一定の保険料納付要件を満たしており障害状態が1級から3級のいずれかに該当する方 ※3級程度に該当しない状態のもので初診日から5年以内に治っているものは障害手当金(一時金)に該当する場合があります。</p> <p>【支給額】 1級 (報酬比例の年金額×1.25)+配偶者加給年金額 2級 (報酬比例の年金額×1.00)+配偶者加給年金額 3級 報酬比例の年金額</p> <p>〔最低保障 昭和31年4月1日以前生 594,500円〕 〔最低保障 昭和31年4月2日以降生 596,300円〕</p> <p>※障害手当金(報酬比例の年金額×2)としての一時金。 〔最低保障 昭和31年4月1日以前生 1,189,000円〕 〔最低保障 昭和31年4月2日以降生 1,192,600円〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 徳島北年金事務所 088-655-0200 (ガイダンスの後①を押してから②を押してください。) ➢ 徳島南年金事務所 088-652-1511 (ガイダンスの後①を押してから②を押してください。) ➢ 阿波半田年金事務所 0883-62-5350 (ガイダンスの後①を押してから②を押してください。) ➢ 予約受付専用電話 ナビダイヤル 0570-05-4890
特別障害給付金	<p>国民年金の任意加入対象期間中に、加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障がい者の方に対して支給します。</p> <p>【支給額】 1級 月額 53,650円 2級 月額 42,920円</p> <p>【対象】 ・平成3年3月以前までの国民年金任意加入対象であった学生 ・昭和61年3月以前の任意加入対象であった厚生年金などの被用者年金等に加入していた方の配偶者</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>

*各年金(給付金)制度による支給額の等級は、身体障害者手帳の等級と対応しません。





障がい児への教育就学奨励制度

特別支援教育就学奨励費

就学のために必要な諸経費のうち、保護者の負担能力に応じて、その全部又は一部を補助します。

【対象】

- ・小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）の通常の学級
（学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒）
- ・小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）の特別支援学級
- ・特別支援学校

に在籍する幼児児童生徒の保護者 など

【問合せ先】 小・中学校は、市町村教育委員会

特別支援学校・県立中学校・中等教育学校は、県教育委員会特別支援教育課

軽度・中等度難聴児補聴器購入費用の一部助成

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度難聴児に対して補聴器購入費用の一部を助成します。

【対象】 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児

【問合せ先】 市町村

地域生活の支援

心身障がい児(者)在宅介護等支援事業

心身障がい児(者)の家族が所用等により一時的に介護等ができなくなった場合、あらかじめ登録した介護者に介護等を委託することにより、障がい児(者)や家族の生活を支援します。

【対象】 身体障がい児、知的障がい児(者)

【備考】 飲食費等の実費及び利用料金

【問合せ先】 市町村

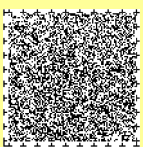
難病患者地域支援対策推進事業

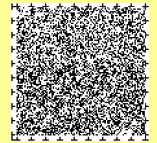
難病患者等の地域での療養生活を支援するため、相談体制の充実、各種保健・医療・福祉サービスの提供の援助、調整等を行います。

- 医療相談事業
- 在宅療養支援計画策定・評価事業
- 訪問相談・指導事業

【備考】 無料

【問合せ先】 保健所

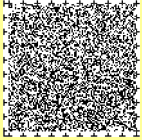




住 ま い

<p>県営住宅への入居</p>	<p>所得の少ない、住宅にお困りの方が低い家賃で入居できる県営住宅を提供します。障がい者などが優先的に入居できる優先入居制度や車いす利用者が入居できる車いす専用住宅があります。</p> <p>○優先入居制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者(1～4級)のいる世帯(単身でも可) ・知的障がい者(療育手帳を所持する程度の者)のいる世帯(単身でも可) ・精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳を所持する程度の者)のいる世帯(単身でも可) など <p>【備 考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考の上、入居者を決定します。 ・常時介護を必要とする方は、居宅において常時介護を受けることができる支援体制がある方に限ります。 ・優先入居制度がある市町村営住宅もあります。 <p>【問合せ先】 県住宅課、県住宅供給公社、県営住宅PFI管理センター</p> <p>○車いす専用住宅</p> <p>【対 象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両下肢、体幹、もしくは移動機能等の障がいの程度が3級以上で、現に車いすを常用する必要がある方を含む世帯 ・身体の機能の障がいを重複して有し、現に車いすを常用する方を含む世帯 <p>【備 考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考の上、入居者を決定します。 ・団地、部屋が限られております。 <p>【問合せ先】 県住宅課、県住宅供給公社、県営住宅PFI管理センター</p>
<p>セーフティネット住宅等の民間賃貸住宅の情報提供</p>	<p>民間の賃貸住宅に入居を希望する障がい者などの、住宅の確保に特に配慮を要する方が円滑に入居できるよう、入居を受け入れる民間賃貸住宅等の情報を提供します。</p> <p>【対 象】 障がい者など</p> <p>【問合せ先】 徳島県居住支援協議会(http://www.tokushima-kyojushien.org/) セーフティネット住宅情報提供システム(http://www.safetynet-jutaku.jp) 県住宅課</p>
<p>重度障がい者への住宅改造助成</p>	<p>重度身体障がい者の日常生活がより円滑に行われるように住宅改造に要する費用に対して助成します。</p> <p>【対 象】 肢体不自由者及び視覚障がい者で身体障害者手帳1級又は2級所持者</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>





駐車禁止規制の適用除外

駐車禁止規制の適用除外

身体障がいにより著しく歩行が困難である方や、知的障がい等により介添者がいなくては歩行に支障をきたす方等に、駐車禁止除外指定車標章を交付し、対象の方が使用する自動車について駐車禁止の規制から適用除外します。（ただし、道路標識などによって駐車禁止されている場所に限られます。）

【対象】

- ・身体障がい者

（視覚、聴覚、平衡、下肢・上肢・体幹不自由、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫）

- ・知的障がい者療育手帳（区分 A 以上）
- ・精神障害者保健福祉手帳（1 級）

【備考】

- ・有効期間 3 年
- ・対象となる等級、詳細な障がいの区分については、県警察本部交通規制課までお問合せください。

【申請先】 最寄りの各警察署または徳島県警察本部

【問合せ先】 徳島県身体障害者連合会、徳島県手をつなぐ育成会、
徳島県警察本部交通規制課（電話 088-622-3101 内線 5173）
または最寄りの各警察署（分庁舎を含む）

高齢運転者等専用駐車区間制度

高齢運転者等専用駐車区間制度

公安委員会が道路標識で指定し、道路標示で区画した区間に限り、高齢運転者等標章を掲出した普通自動車（軽四車も含む。）に対し駐車認められる制度です。

【対象】 普通免許以上の運転免許を取得した方で

- ・高齢者マークの対象者（70 歳以上）
- ・妊娠中、出産後間もない方（出産後 8 週まで）
- ・身体障がい者マーク、聴覚障がい者マークの対象者（運転免許証にその旨の条件が付されている方）

【申請先】 最寄りの各警察署（分庁舎を含む）または徳島県警察本部

【必要書類】 運転免許証、自動車検査証、妊娠中または出産後 8 週までの方は妊娠の事実または出産の日を証明できる書類（母子手帳など）

【問合せ先】 徳島県警察本部交通規制課（電話 088-622-3101 内線 5173）
または最寄りの各警察署（分庁舎を含む）

徳島県企業局駐車場障がい者減額制度

徳島県企業局駐車場障がい者減額制度

徳島県企業局が運営する駐車場において障がい者の方への減額制度を実施しています。

【対象】 障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている方が運転あるいは同乗する場合の駐車料金

【減額内容】 藍場町地下駐車場 最初の 2 時間分無料
松茂駐車場 最初の 2 4 時間分無料

【減額手続】 ・藍場町地下駐車場：駐車料金の支払い前に、第 2 駐車場の管理事務所で障がい者手帳を提示し、受付簿に必要事項をご記入ください。
・松茂駐車場：原則、利用時から 1 ヶ月を目処に、出車時に発行した領収書と障がい者手帳を持参の上、藍場町地下駐車場の管理事務所で、返金の手続きをしてください。

【問合せ先】 藍場町地下駐車場管理事務所（第 2 駐車場）
指定管理者（株）ティビィケイ（電話 088-622-4472）





身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）制度

身体障がい者等用 駐車場利用証（パー キングパーミット） 制度

障がい者や高齢者、妊産婦の方など「歩行困難な方」や「移動に配慮が必要な方」のために、公共施設、ショッピングセンター、銀行や病院などの出入口に近いところに設置されている「身体障がい者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）」について、利用対象者に「身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）」を交付し、駐車場を設置する施設の協力を得ながら、歩行困難な方等に配慮した環境づくりを推進しています。

◆利用できる駐車場は？◆

利用証は、徳島県に協力の申込みがあった施設（協力施設）の身体障がい者等用駐車場の他に、同様の制度を実施している41府県1市の協力施設でも利用できます。協力施設の駐車場には看板や壁などにステッカーが貼られています。県内協力施設の一覧は、徳島県ホームページや障がい福祉課でご覧になれます。

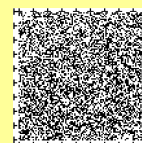
利用証交付の申請方法は、窓口申請と郵送申請とがあります。詳しくは、県庁障がい福祉課までお問合せください。（55ページ参照）

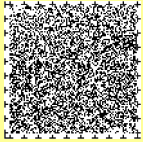
交付対象区分		交付要件（等級など）	有効期間	
身体障がい者	視覚障がい	4級以上	5年	
	聴覚障がい	聴覚障がい		3級以上
		平衡機能障がい		5級以上
	肢体不自由	上肢		4級以上
		下肢		6級以上
		体幹		5級以上
	脳原	上肢機能		2級以上
		移動機能		6級以上
	心臓機能障がい	4級以上		
	腎臓機能障がい	4級以上		
	呼吸器機能障がい	4級以上		
	膀胱又は直腸機能障がい	4級以上		
	小腸機能障がい	4級以上		
肝臓機能障がい	4級以上			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	4級以上			
知的障がい者	重度A	1年以内		
精神障がい者	1級			
高齢者等	要介護度1以上			
難病患者	特定疾患医療受給者			
妊産婦	出産予定日の7か月前～産後1年間		1年以内	
けが人	けが等による車いすや杖等の使用実態が確認できる者			
その他、移動に配慮が必要な者	上記以外の者であって、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者			

【問合せ先】 徳島県障がい福祉課
〒770-8570 徳島市万代町1-1
電話 088-621-2237 ファクシ 088-621-2241
徳島県ホームページ <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>
「パーキングパーミット」で検索

【申請窓口】

- ・県庁障がい福祉課（Tel 088-621-2237 Fax 088-621-2241）
- ・県東部保健福祉局徳島庁舎（Tel 088-626-8715 Fax 088-626-8731）
- ・県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎【阿南保健所】
（Tel 0884-28-9867 Fax 0884-22-6404）
- ・県南部総合県民局保健福祉環境部美波庁舎（Tel 0884-74-7369 Fax 0884-74-7365）
- ・県西部総合県民局保健福祉環境部美馬庁舎（Tel 0883-53-2060 Fax 0883-53-2082）
- ・県西部総合県民局保健福祉環境部三好庁舎（Tel 0883-76-0482 Fax 0883-76-0451）
- ・県障がい者相談支援センター（Tel 088-631-8711 Fax 088-631-8722）





税制度（控除、減免等）

所得税

項 目	控 除 額	
障害者控除 (本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合)	所得控除	27万円
特別障害者控除 (1・2級の身体障がい者、重度の知的障がい者、1級の精神障がい者等である場合)	所得控除	40万円
同居特別障害者控除 (居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者で、かつ、同居を常況とする場合)	所得控除	75万円

* 身体障害者手帳等の交付を申請中でも、障害者控除が適用される場合があります。

* 今後の税制改正により変更される場合があります。

【問合せ先】 税務署

住民税

項 目	控 除 額	
障害者控除 (本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合)	所得控除	26万円
特別障害者控除 (1・2級の身体障がい者、重度の知的障がい者、1級の精神障がい者等である場合)	所得控除	30万円
同居特別障害者控除 (居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者で、かつ、同居を常況とする場合)	所得控除	53万円
前年の合計所得金額が135万円以下の障がい者	非 課 税	

* 今後の税制改正により変更される場合があります。

【問合せ先】 市町村

自動車税(環境性能割・種別割)

軽自動車税(環境性能割・種別割)

下記対象の自動車について、申請により税が減免される場合があります。

【対 象】

- ・ 身体障がい者本人、又は身体障がい者等(知的障がい者、精神障がい者を含む)を常時介護するか、生計を一にするものが運転し、専ら当該身体障がい者等の用に供する自動車で一定の要件に該当するもの
- ・ 構造上身体障がい者等の利用に供するためのものと認められる自動車など

【備 考】

- ・ 障がいの程度が一定以上であること
- ・ 家族運転、介護者運転の場合は通院通学等に係る証明書が必要
- ・ 1人1台に限ります

【問合せ先】 東部県税局自動車税庁舎(電話 088-641-2323)

(軽自動車税(種別割)は市町村)

利子等の非課税制度 (マル優・特別マル優)

少額預金の利子所得等の非課税制度(マル優)・少額公債の利子の非課税制度(特別マル優)があります。それぞれ元本350万円まで利子等が非課税となります。

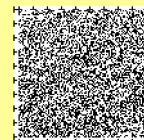
【対 象】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者等

【備 考】 郵便貯金の利子所得の非課税制度は、日本郵政公社の民営化に伴い廃止されました。

平成19年10月1日以降に預け入れされた郵便貯金の利子については、少額預金非課税制度(マル優)の対象となります。詳しくは、最寄りの郵便窓口にお問合せください。

【問合せ先】 各金融機関





放送受信料・郵便料金・電話番号案内の減免

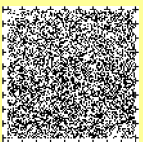
	対 象	減免率
NHK放送受信料の減免	障がい者の手帳（身体障害者手帳、療育手帳（または判定書）、精神障害者保健福祉手帳）のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合。	全額
	以下のいずれかにあてはまる方が、世帯主でかつ受信契約者の場合。 ○視覚・聴覚障がい者（身体障害者手帳をお持ちの方） ○重度の障がい者で、下記のいずれかの手帳をお持ちの方 身体障害者手帳（1、2級） 療育手帳（または判定書）〔「最重度」または「重度」に相当する記載〕 精神障害者保健福祉手帳（1級）	半額
<p>【備 考】 市町村長の証明が必要となります。</p> <p>【問合せ先】 放送局又は市町村</p>		
点字郵便物等の無料扱い	<p>【対 象】 点字郵便物、特定録音物等郵便物（重量3kgまで）</p> <p>【割引率】 全額無料</p> <p>【備 考】 特定録音物等郵便物は指定（盲人）施設の発受するものに限りします。</p> <p>【問合せ先】 郵便局</p>	
書籍小包郵便物の減額	<p>【対 象】 ・心身障害者用ゆうメール（重量3kgまで） ・点字ゆうパック（重量30kgまで） ・聴覚障害者用ゆうパック（重量30kgまで） ゆうパック タテ+ヨコ+高さの合計170cm</p> <p>【割引率】 ゆうメール50% ゆうパック料金表による</p> <p>【備 考】 ・心身障害者用ゆうメールは、図書館の発受するものに限りします。 ・聴覚障害者用ゆうパックは指定施設の発受するものに限りします。</p> <p>【問合せ先】 郵便局</p>	
NTT電話番号案内(104)の無料サービス	<p>【対 象】 ・身体障害者手帳所持者のうち下記に該当する方 視覚障がい（1～6級）、肢体不自由（上肢、体幹、運動機能障がい）（1、2級） ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者</p> <p>【割引率】 全額無料</p> <p>【備 考】 事前に登録が必要です。</p> <p>【問合せ先】 NTT支店・営業所</p>	
携帯電話基本料金等の割引		
携帯電話基本料金等の割引	<p>【対 象】 障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証）所持者</p> <p>【備 考】 利用申込時に手帳を呈示してください。 各割引制度の詳細については、各取扱店にご確認ください。</p> <p>【問合せ先】 各取扱店</p>	

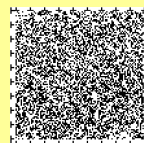




運賃等の割引、移動のための助成

JRの運賃割引	対 象	割引乗車券	割引率	備 考
	第1種身体障害者とその介護者又は、第1種知的障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	50%	12歳未満の障がい児の小児定期券については割引が適用されません
	第2種身体障害者(12歳未満)又は第2種知的障害者(12歳未満)とその介護者	定期乗車券		
第1種身体障害者又は第1種知的障害者・第2種身体障害者又は第2種知的障害者の単独利用	普通乗車券	100kmをこえるとき		
<p>【備 考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切符発売窓口で手帳を呈示してください。 ・公営・民営の鉄道会社でもJRに準じ割引を行っている所もありますので各社にご確認ください。 <p>【問合せ先】 各駅、市町村</p>				
航空運賃割引	<p>障がい者手帳をお持ちの方とその介護者は、国内線の航空運賃が割引になることがあります。</p> <p>【対 象】 身体障害者又は知的障害者又は精神障害者とその介護者</p> <p>【割引率】 各社・路線により異なります</p> <p>【備 考】 各航空会社により、内容・手続き等が異なりますので、各社にご確認ください。</p> <p>【問合せ先】 各航空会社支店、営業所及び指定代理店、市町村</p>			
有料道路の通行料金割引	<p>【対 象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての身体障がい者（障がい者自らが運転する場合） ・重度の身体障がい者、重度の知的障がい者（障がい者を乗せて介護者が運転する場合） <p>【割引率】 50%</p> <p>【備 考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村窓口で手帳に自動車登録番号と割引の有効期間を記載する手続きを行い、料金所にて手帳を呈示します。 ・ETC利用の場合は、料金所での手帳の呈示は不要ですが、市町村窓口で事前に手続きが必要です。 <p>【問合せ先】 市町村</p>			
バス運賃の割引	<p>【対 象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1種身体障害者、第1種知的障害者、精神障害者手帳所持者は本人及び介護者 ・その他（本人のみ） <p>【割引率】 割引等は各バス会社、利用者により異なります。</p> <p>【備 考】 各バス会社により内容・手続き等が異なりますので、各社にご確認ください。</p> <p>【問合せ先】 各バス会社、市町村</p>			
タクシー運賃の割引	<p>【対 象】 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者（児）</p> <p>【割引率】 タクシーメーター料金の10%引</p> <p>【問合せ先】 徳島県タクシー協会（電話 088-641-4116）、市町村</p>			
身体障がい者用自動車改造助成事業	<p>重度の上肢、下肢、体幹機能障がいの身体障害者手帳を所持し、就労・通学・通院・通所等に伴い自ら運転する自動車に、操向装置など改造に要する費用を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件 10万円以内（所得制限あり） <p>【対 象】 身体障がい者</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>			
障がい者自動車運転免許取得費補助事業	<p>身体障がい者(概ね4級以上)及び知的障がい者の自立更生の促進を図るため、自動車運転免許の取得に要する経費のうち2万円を限度として助成します。</p> <p>【対 象】 身体障がい者、知的障がい者</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>			





そ の 他

生活福祉資金の貸付	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">資 金 種 類</th> <th style="text-align: center;">貸付上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">福祉資金</td> <td style="text-align: center;">福 祉 費</td> <td style="text-align: center;">580万円以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生業を営むために必要な経費</td> <td style="text-align: center;">460万円以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の増改築、補修等に必要な経費</td> <td style="text-align: center;">250万円以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福祉用具等の購入に必要な経費</td> <td style="text-align: center;">170万円以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害者用自動車の購入に必要な経費</td> <td style="text-align: center;">250万円以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">緊 急 小 口 資 金</td> <td style="text-align: center;">10万円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備 考】 資金目的に応じた貸付上限額の目安が設定されています(上記はその一例)。貸付利率について、緊急小口資金は無利子です。福祉費については、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%となります。貸付資金の据置期間、償還期間、その他詳細についてはお問合せください。</p> <p>【問合せ先】 市町村社会福祉協議会</p>	資 金 種 類		貸付上限額	福祉資金	福 祉 費	580万円以内	生業を営むために必要な経費	460万円以内	住宅の増改築、補修等に必要な経費	250万円以内	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内		緊 急 小 口 資 金	10万円以内
資 金 種 類		貸付上限額																
福祉資金	福 祉 費	580万円以内																
	生業を営むために必要な経費	460万円以内																
	住宅の増改築、補修等に必要な経費	250万円以内																
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内																
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内																
	緊 急 小 口 資 金	10万円以内																
郵便等による不在者投票制度	<p>公職選挙の際、自宅で郵便等（郵便と信書便）による投票をすることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 40%;">郵便等による不在者投票ができる方</td> <td>身体障害者手帳所持者（カッコ内の等級以上の方） 両下肢（2級）、体幹（2級）、移動（2級）、心臓（3級）、腎臓（3級）、呼吸器（3級）、ぼうこう・直腸（3級）、小腸（3級）、免疫（3級）、肝臓（3級）</td> </tr> <tr> <td>郵便等による不在者投票において、代理記載をさせることができる方</td> <td>身体障害者手帳所持者（カッコ内の等級の方） 上肢（1級）、視覚（1級）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備 考】 市町村選挙管理委員会の交付する郵便等投票証明書（有効期間7年）が必要。代理記載については、申請及び代理記載人の届出が必要。</p> <p>【問合せ先】 市町村選挙管理委員会</p>	対 象		郵便等による不在者投票ができる方	身体障害者手帳所持者（カッコ内の等級以上の方） 両下肢（2級）、体幹（2級）、移動（2級）、心臓（3級）、腎臓（3級）、呼吸器（3級）、ぼうこう・直腸（3級）、小腸（3級）、免疫（3級）、肝臓（3級）	郵便等による不在者投票において、代理記載をさせることができる方	身体障害者手帳所持者（カッコ内の等級の方） 上肢（1級）、視覚（1級）											
対 象																		
郵便等による不在者投票ができる方	身体障害者手帳所持者（カッコ内の等級以上の方） 両下肢（2級）、体幹（2級）、移動（2級）、心臓（3級）、腎臓（3級）、呼吸器（3級）、ぼうこう・直腸（3級）、小腸（3級）、免疫（3級）、肝臓（3級）																	
郵便等による不在者投票において、代理記載をさせることができる方	身体障害者手帳所持者（カッコ内の等級の方） 上肢（1級）、視覚（1級）																	
障がい者(児)の歯科治療	<p>徳島県歯科医師会では、障がいのある方の歯の治療と口腔保健管理を行っています。</p> <p>【施設名】 徳島県歯科医師会口腔保健センター 心身障害者歯科診療所 【場 所】 徳島市北田宮1丁目8-65 徳島県歯科医師会館 【診療日】 月曜日から金曜日まで（午前9:30～午後4:30、予約制） 【問合せ先】 088-632-8511</p> <p>※初診時には、被保険者証・療育手帳・障がい者手帳および現在使用中の歯ブラシをご持参ください。</p>																	
職場適応訓練	<p>職場の環境に適応するため、原則6ヶ月間、民間事業所で訓練を受けられる制度です。</p> <p>【備 考】 訓練生には訓練手当が最大で月額約12万円支給されます。事業主には訓練生1人につき24,000円/月（重度25,000円）が支給されます。</p> <p>【問合せ先】 ハローワーク（公共職業安定所）</p>																	
県立施設における利用料等の減免	<p>下記の県立施設を利用する際に、施設の利用料等が減免されます。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>・障がい者交流プラザ (Tel 088-631-1000)</td> <td>・四国三郎の郷 (Tel 0883-55-2002)</td> </tr> <tr> <td>・阿波十郎兵衛屋敷 (Tel 088-665-2202)</td> <td>・月見ヶ丘海浜公園 (Tel 088-699-6697)</td> </tr> <tr> <td>・県立博物館 (Tel 088-668-3636)</td> <td>・あすたむらんど徳島 (Tel 088-672-7111)</td> </tr> <tr> <td>・県立文学書道館 (Tel 088-625-7485)</td> <td>・鳥居龍蔵記念博物館 (Tel 088-668-2544)</td> </tr> <tr> <td>・県立近代美術館 (Tel 088-668-1088)</td> <td></td> </tr> </table> <p>・大鳴門橋遊歩道 渦の道 (Tel 088-683-6262) ・大鳴門橋架橋記念館 エディ (Tel 088-687-1330) ・佐那河内いきものふれあいの里 (Tel 088-679-2238)</p> <p>【備 考】 減免対象者、対象サービス等につきましては、各施設にお問合せください。</p> <p>【問合せ先】 各施設</p>	・障がい者交流プラザ (Tel 088-631-1000)	・四国三郎の郷 (Tel 0883-55-2002)	・阿波十郎兵衛屋敷 (Tel 088-665-2202)	・月見ヶ丘海浜公園 (Tel 088-699-6697)	・県立博物館 (Tel 088-668-3636)	・あすたむらんど徳島 (Tel 088-672-7111)	・県立文学書道館 (Tel 088-625-7485)	・鳥居龍蔵記念博物館 (Tel 088-668-2544)	・県立近代美術館 (Tel 088-668-1088)								
・障がい者交流プラザ (Tel 088-631-1000)	・四国三郎の郷 (Tel 0883-55-2002)																	
・阿波十郎兵衛屋敷 (Tel 088-665-2202)	・月見ヶ丘海浜公園 (Tel 088-699-6697)																	
・県立博物館 (Tel 088-668-3636)	・あすたむらんど徳島 (Tel 088-672-7111)																	
・県立文学書道館 (Tel 088-625-7485)	・鳥居龍蔵記念博物館 (Tel 088-668-2544)																	
・県立近代美術館 (Tel 088-668-1088)																		

